

日本国憲法第96条改正に反対する会長声明

憲法は、基本的人権を守るために国家権力を制限する基礎法である。すなわち、たとえ民主的に選ばれた国家権力であっても権力が濫用されるおそれがあるので、国家権力に縛りかけるのが憲法の重大な役割である（立憲主義）。そのため、日本国憲法は、第97条で基本的人権の永久・不可侵性を明らかにするとともに、続く第98条で憲法の最高法規性を宣言している。

そして、憲法改正について規定する日本国憲法第96条は「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と通常の法律の改正の場合よりも厳しい要件を定めている。これは、憲法が個人の尊厳、国民の自由の保障を具体化する最高法規であるからこそ、権力による安易な変更から守るため、硬性憲法としたものである。

ところで、安倍晋三首相は、本年1月30日の国会答弁で、「党派ごとに異なる意見があるため、まずは多くの党派が主張している憲法第96条の改正に取り組む」旨を発言した。これに先立ち、安倍首相も所属する自由民主党は、昨年4月27日、日本国憲法改正草案を発表し、第96条の規定を衆参各院の総議員の過半数で発議するように変更しようとしている。また、本年5月9日の衆議院憲法審査会の議論では、自由民主党のほか、日本維新の会及びみんなの党も要件緩和を主張した。

しかし、現在の選挙制度の下では、たとえある政党が過半数の議席を得たとしても、選挙制度によっては大量の死票が発生するため、その得票率が5割にすら到底及ばない場合がありうる。現に昨年12月の衆議院議員総選挙では、自民党は約6割の議席を占めたが、有権者全体から見た得票率は3割にも満たないものであった。このようなことからすると、憲法改正の発議要件を緩和することになれば、国民の多数の支持を得ていない憲法改正の発議を容認することになってしまうおそれがある。また、多数党によって容易に憲法改正を発議できることとなってしまうため、憲法の最高法規性は著しく低下し、憲法の安定性を欠くこととなるおそれがある。

そもそも、今日の憲法学説においては、憲法改正には限界があるという考え方が通説であり、中でも憲法改正規定については、少なくともその実質を変更することは、改正の限界であって許されないと一般に解されているところである。

また、諸外国の憲法と比較しても、日本国憲法の改正要件はそれほど厳しいとはいえない。各国とも様々な改正手続がとられているが、ほとんどの国が法律制定よりも厳しい憲法改正要件を定めている。したがって、諸外国の憲法改正規定を根拠として、発議要件の緩和は正当化できない。

国内法の状況からしても、大日本帝国憲法においては、各議院の総員の3分の2以上の出席の下、出席議員の3分の2以上の特別多数による議決を必要としていたし、今日において社会活動に大きな寄与を果たしている組織例えば一般社団法人、一般財団法人及び株式会社等においても、その組織の根本原則たる定款を変更するためには、原則として特別多数による議決が必要とされているところである。これらの規定でさえ特別多数による議決が必要とされているのに、日本国憲法第96条を改正して過半数で発議できるように変更することは、国民一般において、過半数の意見があればその意見に他の者が支配されるということであって、すべて国民は個人として尊重されるとし、基本的人権尊重の立場を高らかに宣言する憲法の立場とは相容れないものである。

以上のとおり、日本国憲法第96条の要件を緩和することは、国の基本的な在り方を不安定にし、憲法がよって立つ立憲主義と基本的人権尊重の立場に反するものとして極めて問題であり、許されないものと言わなければならない。

よって、当会は、憲法改正の発議要件を緩和しようとする日本国憲法第96条改正提案には強く反対するものである。

2013（平成25）年6月18日

茨城県弁護士会

会長 佐谷道浩